

探究学習における AI 活用に関する教職員研修業務企画提案募集要領

この要領は、探究学習における AI 活用に関する教職員研修を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

県立学校の生徒の探究学習の指導を充実させるため、教職員が指導する際に AI を活用することができるようにするための教職員研修について企画提案を広く求めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名
探究学習における AI 活用に関する教職員研修業務
- (2) 業務の内容
探究学習における AI 活用に関する教職員研修委託業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- (4) 提案上限額
3,000,000 円(消費税および地方消費税を含む)
なお、実際の契約額は「11 利用契約の締結」による。
- (5) 採用事業者数
1社
- (6) 履行場所
探究学習における AI 活用に関する教職員研修委託業務仕様書のとおり

3 参加資格要件

企画提案に参加しようとする者は、次の条件をすべて満たすこと

- 1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- 2. 選定審査会において県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- 3. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 4. 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- 5. 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。
(ア)役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。)である者

(イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

(エ)役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ)役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、採用事業者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、採用事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)

5 質問の受付および回答

(1) 質問事項については、令和7年6月2日(月)

17時00分までに電子メールで文章(様式3、様式4)を提出すること。

(提出先:gakkoukyouiku-dx@pref.fukui.lg.jp)

(2) 質問に対する回答は、令和7年6月4日(水)17時00分までに電子メールにより回答する。

6 提出書類

(1) 企画提案参加申請に関する資料

- ① 企画提案参加申請書等(様式1～2) 1部
- ② 納税確認(証明書)書(写し)(3か月以内に取得したもの) 1部
 - ・福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書(県税事務所)
 - ・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書(税務署)

(2) 企画提案に関する資料

- ① 企画提案書提出部数 5部(A4版、表紙を含み20ページ以内、横)
- ② ①の電子データ(PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの)を収録した電子媒体

1部

③ 注意事項

- ・選定審査会でのプレゼンテーションで使用することを想定して作成すること。
- ・評価項目ごとを基本として提案書を作成すること。
- ・記載内容は抽象的な表現を避け、具体的に記載すること。
- ・仕様書の要件を満たさない事項がある場合は、失格となる場合がある。
- ・企画提案書を確認し、内容等について問い合わせや追加資料の提示を求めることがある。追加資料を特定の提案者に限り求める場合もあるが、その提案者を優位または劣位に取り扱うということではなく、公正な比較評価を行うためのものである。

7 提出方法等

(1) 提出方法

電子メール、持参または配達証明付き郵便によること。

※電子メールで提出する場合は、データー式で可。(紙媒体および電子媒体での提出は不要)

(2) 提出期限

企画提案参加申請に関する資料 令和7年6月5日(木)17時00分まで(必着)

企画提案に関する資料 令和7年6月9日(月)17時00分まで(必着)

※提出された後の資料の変更、差し替えおよび再提出を行う場合は、理由書と併せて前後対照表を提出し、認められた場合のみ可とする。

(3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁 教育政策課 教育DX推進室

8 参加資格の結果の通知

参加資格の結果については、令和7年6月6日(金)に企画提案参加申請書を提出した者に書面で通知を発送する。

9 企画提案書の評価項目と評価の観点

評価項目	評価の観点
①業務計画および組織体制	業務を実施する上で十分な体制であるか
	状況に応じて計画どおり実行できるか
②企画提案内容	
県内研修の企画・実施に係る項目	学習指導要領に示された探究のプロセスに対応したAIの活用方法について扱う構成になっているか
	模擬授業やワークショップを通じて、教職員が実践的な活用イメージを持てる構成になっているか
	対面研修に必要な機材(PC、ネットワーク環境等)の準備が適切に計画されているか
提供するAIツールの要件に係る項目	生徒の探究段階に対応した支援機能が備わっているか
	教職員による生徒支援のための進捗把握・評価支援機能が備わっているか
	不適切な入力 of 検知・制御機能など、安全性への配慮がなされているか
東京研修の企画・実施に係る項目	東京都内での研修の提案内容が具体的かつ実現可能であるか
	教職員の視野を広げる教育的価値の高い受入先が選定されているか
成果物に係る項目	研修資料やマニュアルが適切に準備されているか
	研修実施報告書で本研修の成果が適切に把握できるか
実績	本要領に示した仕様に類似・同等の業務について自治体から受注実績があるか
経費	業務経費は適正であるか

10 審査について

(1) 審査方法

県教育委員会が選定した審査委員による選定委員会(ヒアリング)により、各教材別に採用事業(随意契約の相手方)を選定する。

(2) 選定審査会について

令和7年6月12日(木)に実施することとし、別途連絡する。

(3) 使用する資料

使用する資料は、6(2)で作成した企画提案書とする。

(4) 実施内容

- ・企画提案者がプレゼンテーションを行い、その後審査委員からヒアリングを行う。提案のアウトラインをつかみやすくするため、提案全体の概要を説明した上で、各評価項目について説明を行うこと。
- ・企画提案者が多数の場合は、書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を絞り込む場合がある。
- ・プレゼンテーションは、業務の主体となる者(プロジェクトマネージャ等)が、資料に沿って、重要なポイントを押さえて説明すること。

(5) その他

- ・求めがあった場合、質疑応答の内容を電子メールにより提出すること。

(6) 評価および選定

- ・企画提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングの内容により評価する。
- ・各評価項目に配点を付し、提案内容に応じ得点を与え、採用事業者を決定する。
- ・審査結果については、審査終了後に各提案者に対して個別に通知するとともに、県のホームページに掲載する。なお、審査結果についての質問は受け付けない。
- ・採用となった企画提案については、協議のうえ、変更する場合がある。

11 利用契約の締結

採用事業者の決定後、速やかに企画提案書を基に業務仕様書の詳細を協議し、提案上限額の範囲内で利用契約を締結する。なお、業務内容に関して、採用事業者の企画提案書の内容に変更を加えず実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。

協議が整った場合には、随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。

12 注意事項

(1) 配布資料

以下のとおり。配付した資料は、本提案に係ること以外には使用しないこと。

- ・探究学習における AI 活用に関する教職員研修業務企画提案募集要領(本資料)
- ・探究学習における AI 活用に関する教職員研修業務 仕様書

13 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された後の資料の変更、差し替えおよび再提出を行う場合は、理由書と併せて前後対照表を提出し、認められた場合のみ可とする。
- (3) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案の参加申請後に提案を辞退する場合は、書面(様式は任意)により行うこと。

14 問い合わせ先

〒910－8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁 教育政策課 教育DX推進室

TEL:0776－20－0766

E-mail:gakkoukyouiku-dx@pref.fukui.lg.jp